

1. 件名「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（228）」

2. 日時：平成29年7月24日 10時00分～12時15分

3. 場所：原子力規制庁 18階C会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

義崎管理官補佐、伊藤安全審査官、角谷安全審査官、近田安全審査官、皆川
保安規定係長

（シビアアクシデント研究部門）

小城技術研究調査官

事業者：

日本原子力発電株式会社：福山執行役員 発電管理室室長（許認可担当）

他13名

東北電力株式会社：火力原子力本部 原子力部 原子力設備 担当

中部電力株式会社：原子力本部 原子力部 運営グループ 担当

北陸電力株式会社：志賀原子力発電所 保守部 機械保修課 担当

中国電力株式会社：電源事業本部 担当（原子力設備）

電源開発株式会社：設備技術室 機械設備技術タスク 担当

5. 要旨

（1）日本原子力発電株式会社から、『東海第二発電所 重大事故等対処設備について』における、設置許可基準規則等への適合性のうち「フィルタベント」について、説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

- 「可燃性ガスの爆発防止対策」における酸素濃度管理については、「可燃限界である5vol%未満に管理する」とあるが、濃度管理の全般の説明として、ドライ状態かうエット状態か整理して提示すること。

（2）日本原子力発電から、本日の指摘について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・ 東海第二発電所 原子炉格納容器の加圧破損を防止するための設備（格納容器圧力逃し装置）について
- ・ 東海第二発電所 格納容器圧力逃がし装置について 審査会合における指摘事項の回答